

平成 27 年度恵那市水道水源保護審議会

議 事 録

日時：平成 28 年 1 月 21 日

場所：西庁舎 3 階防災対策室 B

出席者：水野泰正委員、黄地尚幸委員、井戸美子委員、古川雅宏委員、渡辺正人委員、鈴木峰夫委員、
小木曾孝平委員

欠席者：なし

事務局：可知義明市長、小沢由往水道環境部次長兼上下水道課長、大嶋英哉課長補佐兼下水道総務係長、
原章之水道事業係長、安藤道治水道総務係長

- 委嘱書の交付
- 市長あいさつ
- 自己紹介（名簿にて委員と事務局自己紹介）
- 審議会の所掌事項について
- 会議の成立
- 会長、副会長の選任
- 会長あいさつ
- 諮問：恵那市水道水源保護地域の指定について（諮問）
- 議事審議

・恵那市水道水源保護地域の指定について

事務局説明 資料に沿って説明

質疑

◆委 員 古いタイヤを積んで行う工事をしていたが、それにより水源に影響が出るのではないかと聞いたことがある。今回指定の関係で調査されたと思うが、あった場合どのようにとらえているか。

◇事務局 今回指定地域にはそういったところはありません。

◆委 員 今すぐにではないが、そのタイヤが与える影響などを調べておいて頂きたい。

◇事務局 今の話はエリア外の話となりますが、エリア内にあれば協議をしていくという事になります。

◆委 員 今回岩村地区と上矢作地区ということですが、対象地域の説明等は考えていますか。

◇事務局 地区の方には事業内容も含めて水源の説明をしている。必要であれば説明に伺う事になっている。

◇事務局 水源保護地域に指定し規制しますが、普通の住宅などは何ら規制がかかりません。

◇事務局 周知は告示と 2 月 15 日号の広報えなで行う予定となっています。

◆委 員 間違いは無いと思うが、今まで前例は無いということか。

◇事務局 水源保護地域に指定した中で、事業を興すという事について審査する。水源保護地域がどうなっているかやっていない。

◆委 員 事前に踏査しなくても良いか。

◇事務局 良い。

◆委 員 山があれば降りたところに水源がある。峰から下が指定されると思うが、確認をしないと良いと言いにくい。

◇事務局 現地の方も杭を打つわけではなく、この地図上でこの範囲ですと指定をする。現地に行ってここが対象かどうかという目印があるわけではない。

◇事務局 水源を指定するにあたり過去に水質調査等も行っている。

◆会 長 答申後、どの段階で指定ということになるか。

◇事務局 本日の審議会の答申を受け、2月1日付けで告示の予定です。

◆委 員 指定については、地域の代表者などに話がしてあるということで良いか。

◇事務局 良い。

◆委 員 心情的なこともあるので振興事務所を通してやって欲しい。

◆委 員 地権者に対して通知はないですか。

◇事務局 ありません。

◆委 員 それは問題がありそうだ。

◆会 長 地権者の方の特定はされていますか。民有地ですか。

◇事務局 個人の土地を指定している訳ではないので特定されない。

◆会 長 地権者が指定地域と分かっていれば、そういうところに売ってはいけないとか分かっているのですが、今は周知がされていないですか。

◇事務局 地権者に周知はしていないが、開発しようとしたときにもこれを持って規制することができる。

◆会 長 事前に地権者が分かっていたら一番トラブルが無い。

◇事務局 水源の流域で囲んでしまうので、個人の方々に確定をしていくという作業は不可能に近い。

◇事務局 地域内には保安林もあり、より強い規制がかかっている地域もございます。

◆委 員 水源保護条例で全て規制することができるか。恵那市水源保護条例は国の法律でいくとどこに位置しているか。

◇事務局 水道法になります。その中に水源については守らなければならないとありますので、それが上位の法律になります。

◆委 員 水道法で指定して良いとなっていますか。

◇事務局 指定については自治体によって違います。

◆委 員 流域内で間伐等山の整備をするがそれについての規制はあるか。

◇事務局 山の施行についての規制については、この水源保護条例にはありません。

◆委 員 森林組合が作業をして水が濁ったと言われても困るので。

◇事務局 実際に水が濁った所もあります。保護条例の対象となる行為ではありません。

◆委 員 今回指定するエリアは取水地点より上流部のそこに流れ込む尾根を全て対象とするという考え方でよろしいか。

◇事務局 そうです。

答申 水野会長から市長へ